

福祉政策と失業保険の引き下げ
——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——

斎 藤 孝

**Politik für Wohlfahrt und Abbau der
Arbeitslosenversicherung**

Takashi Saito

Zusammenfassung

In Japan nimmt die Zahl der arbeitslosen Personen seit 1990 zu. Es führt zu die finanzielle Verschlechterung von Arbeitslosenversicherung. Und jetzt fürchten wir den Abbau der Arbeitslosenversicherung, zum Beispiel, Arbeitslosengeld usw.

In diesem Beitrag wird die Verfassungsmäßigkeit von dem Abbau des Arbeitslosenversicherung untersucht. Hierfür habe ich vor allem die Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts behandelt.

In Deutschland, nach A. Ostertag, habe die registrierte Arbeitslosigkeit im Juli 1992 erstmals seit dem 2. Weltkrieg die Drei-Millionen-Grenze überschritten. Und die Prognosen seien zumindest kurzfristig eher ungünstig: In Westdeutschland schlage die nachlassende Konjunktur auf dem Arbeitsmarkt durch, in Ostdeutschland setze sich der Beschäftigungsabbau fort. Nur die arbeitsmarktpolitischen Instrumente habe bisher eine Arbeitslosigkeit wie in den dreißiger Jahren verhindert. Aber auf die Arbeitsmarktpolitik ist der Abbau der Arbeitslosenversicherung durchgeführt worden. Hierüber Hat das Bundesverfassungsgericht bis heute manchmal entschieden.

Nach des Entscheidung des Bundesverfassungsgerichts ist zwar eine Ausgestaltung des Systems der Arbeitslosenversicherung Sache des Gesetzgebers, der ein berechtigtes Vertrauen auf die Fortdauer der Versicherungsleistung jedoch nicht schaden darf; zum Beispiel, für den Abbau der Versicherungsleistung bedarf einer schonende Übergangsregelung.

Annahme, den 29, Sept. 1995.

Schlüsselwort : Arbeitslosen, Arbeitslosenversicherung, Arbeitslosgeld, Arbeitsmarktpolitik, Übergangsgeld, Unterhaltsgeld.

- 一 はじめに
- 二 ドイツにおける失業保険制度
- 三 ドイツ連邦憲法裁判所の判例
- 四 おわりに

一 は じ め に

20世紀も終わりを迎えるが、周知のように、わが国は不況の時代に入った。足腰の弱い企業は倒産するにいたり、またある企業はその工場を海外に移すといった現象が生じている。このことにより、失業者が増え、当然その失業者のために支給する手当がますます増加することになり、ひいては社会保険財政の逼迫することが懸念される。来る21世紀は、かならずしも明るいとはいえない。年金の引き下げの問題および健康保険の引き下げの問題については、すでに考える素材を提供した⁽¹⁾。

本稿では、雇用政策のひとつである失業保険の問題について、とりわけ働く機会を失った者が受ける失業手当の引き下げの問題を中心に、考える素材を提供したい。本稿においても、憲法を研究する立場から、ドイツにおける失業保険の法状況をドイツ連邦憲法裁判所の判例からみることにし、急速に高齢社会を迎えつつあるわが国における福祉政策——とくに失業保険制度——を考える素材にしたい。

二 ドイツにおける失業保険制度

失業（雇用）保険とは、被保険者において雇用に関する一定の保険事故が生じたときに保険給付（たとえば失業手当など）がなされることである。

ドイツにおける失業保険の沿革をみると、1927年の「職業紹介および失業保険に関する法律」(das Gesetz über Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung, AVAVG) が嚆矢といえる。この法律は保険原理と扶助原理を統合させたものである。そしてその所轄官庁として「ライヒ職業紹介・失業保険庁」(der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung) が設置された。

第二次世界大戦後、その法律はドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）に引き継がれ、1952年にその所轄官庁は「連邦職業紹介・失業保険庁」(Bundesanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung) に改組された。そしてこの行政機関は、被保険者・使用者・公共団体の各代表者が対等に管理する「自治機関」とされたのである。その後、高度経済成長に

福祉政策と失業保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——

対応させるため、1969年に「雇用促進法」(das Arbeitsförderungsgesetz vom 25. Juni 1969)が制定された。この法律が成立する背景には、66年から67年にかけて戦後はじめて景気が大きく後退し失業者が急増したことや、石炭から石油へのエネルギー政策の転換により多くの炭鉱労働者が失業したこと、さらに、社会の工業化により農業従事者が賃金労働者となりその結果労働者人口が急増したことなどがあり、これらのために、<保障ではなくて防止>、<治療ではなくて予防>、<紹介は給付に勝る>などをスローガンとする「積極的労働市場政策(aktive Arbeitsmarktpolitik)」が主張されたといわれる。同時に、その法律を実施する行政機関も「連邦雇用庁」(Bundesanstalt fur Arbeit)に改組された。この機関は、その法律によると「自治権をもつ権利能力ある公法上の団体」であり、「連邦直属の公法上の団体」(基本法87条2項)に相当するものである。

その後ドイツでは、失業の大量化・長期化に対処するため、1976年の「予算構造法」(Haushaltssstrukturgesetz)、77年の「第4次雇用促進法改正法律」、そして80年代には、81年の「雇用促進調査法」(Arbeitsförderungskonsolidierungsgesetz)、さらに83年の「予算補充法」(Haushaltsbegleitgesetz)などが制定され、失業保険の抑制(たとえば受給資格の厳格化、給付内容の引き下げなど)がおこなわれてきた⁽²⁾。

ドイツの失業保険の内容をみると、これまでの発展過程において、雇用を促進させる諸々の任務もまた託されてきたといえる。その給付のカタログとしては、職業の紹介や職業の相談、職業に関する教育(職業教育 Ausbildung、継続的職業教育 Fortbildung、再教育 Umschulung)、短時間労働者支給金、建設事業における年間雇用の促進(冬期の建設事業の効果的促進、悪天候手当て)、失業対策事業、失業手当、失業扶助、破産時労働報酬不足救済金(Konkursausfallgeld)などがある⁽³⁾。

なおドイツでは現在、90年10月に東西ドイツの統一が実現したが、その後失業がとりわけ顕著になり——このことが、外国人労働者を排撃するといったあからさまな民族主義をも助長しているのだが——もちろん積極的な雇用政策が重要であるといわれる。とりわけ失業対策を中心とする雇用政策の財源(租税や保険料あるいは共同出資)をいかに確保するかに心が向けられている⁽⁴⁾。

本稿では、雇用保険のなかでも、失業に関する問題に限定して取り扱いたい。

三 ドイツ連邦憲法裁判所の判例

本章においては、ドイツ連邦憲法裁判所の判決(決定)のなかでとりわけ目についた事例を六つほど取りあげ、失業保険の運用における実際——とりわけ保険給付(失業手当など)の引き下げ——についてみていく。以下においては、まず各事例ごとの事実の概要を示し、つぎにそれぞれの判決理由の重要な箇所を引用する。

< I > 1979年4月3日の決定⁽⁵⁾

事実の概要 1974年12月21日の所得税改正法律施行法の条文における1969年6月25日の雇用促進法112条2項および1項は、失業保険法上の失業手当の算定基礎として、時間外労働を加えた総賃金収入を考慮しないことにした。この結果、月額約900マルクが認められた一般手続きの本件原告の失業手当では、彼が最後に得た総収入の68パーセントを大きく下回った。すなわち、これまで失業保険法上の失業手当の算定基礎として時間外労働を加えた総賃金収入が考慮されていたが、同法112条2項が失業手当の額の算定において時間外労働を考慮しないことにより事实上その失業手当額がこれまでよりも引き下げられてしまったのである。このことが憲法に適合するのかについて争われたのが本事例である。

決定（合憲） 「立法府は、社会保険法制度を具体的に形成していくさい、保険料との完全な代償として給付額を確定することについて、憲法上義務を負わない⁽⁶⁾」。「基本法の社会国家的要請は、本件規定により侵害されない。たとえ、時間外労働を考慮しない結果、失業手当が失業前の総収入と比べ68パーセントを大きく（nicht unerheblich）下回ることがあったとしても、である。たしかに、社会保険の分岐（Zweig）としての失業保険を形成することは、まさしく、本質的に社会国家原理にもとづいておこなわれるものである。しかしその個々の具体化は、立法府の仕事（Sache）である。立法府は、つぎのことについて社会的法治国家の要請により義務を負うことはない。すなわち、被保険者のこれまで働いた時間外労働を考慮しこれまでと同等の生活水準を維持できる失業手当を彼らに保障する失業保険制度を具体的に形成していくこと、である⁽⁷⁾」。

< II > 1986年2月12日の決定⁽⁸⁾

事実の概要 1981年12月22日の雇用促進調整法の条文における雇用促進法104条1項1段は、失業手当を受けけるための要件として、保険事故が発生するまでの三年以内に360暦日の保険料支払期間（=期待権発生期間）を満たすことを定めた。ちなみに、これまで180暦日の保険料支払期間を満たすことにより失業手当を受けることができた。一般手続きの本件原告は、九か月（270暦日）しか満たしていなかったがゆえに、失業手当を受けることができなかった。本件において争われたことは、本法の施行時に180暦日の期待権発生期間を満たし受給資格を有する者から失業手当請求権を経過規定なしに奪うことが憲法上許されるのか、ということであった。

決定（違憲） 「立法府は、法秩序を変更するにおいて、基本法14条1項1段により保護される主觀的権利を侵害するためには正当な理由がなければならない⁽⁹⁾」。「期待権発生期間が原則として半年であることは雇用促進法104条1項により定められているが、この要件は、失業保険の分野において非常に長い伝統であった⁽¹⁰⁾」。「このような状況において、1927年7月16日の失業保険法上の規定がいずれにせよ経過規定なしには廃止されることがないという被保険者の信頼は、まさに確実に創設されていた。保険料の支払義務のある雇用において一定期間内に180暦日すでに従事していた者は、——その他の前提条件を満たしているならば

福祉政策と失業保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——

——自己の保険料支払期間に応じた期間について失業のさいに失業手当を自己が受けるであろうと信頼することができた。このような者にとって、新しい規定は重大な侵害を意味する。というのは、彼らは、保険料の支払義務のある雇用が360暦日の期待権発生期間を充足するまで、失業手当請求権を経過規定なしに奪われたからである。公共の福祉という重大な理由だけがこのような侵害をお要求しうるものとすることができます。しかしそのような理由は、見あたらない⁽¹¹⁾」。

<III> 1986年11月18日の決定⁽¹²⁾

事実の概要 1979年7月23日の第五次雇用促進法改正法律により新たに創設された雇用促進法118a条1項は、「失業手当請求権は、失業者が学校、単科大学またはその他の教育の場(Ausbildungsstätte)の生徒もしくは学生である間、停止される。ただし当該教育が生徒または学生の学習能力(Arbeitskraft)を全面的に要求するかぎりにおいて、である。」と定めた。しかし、これまでには、期待権発生期間を充足すれば、失業者である学生は失業手当を受けることができた。本事例において争われたことは、学生になると失業手当を失業者が受けることのできなくなることが基本法3条1項に適合するのか、ということである。

決定(違憲) 本決定は、学生には職業の紹介などを受ける余裕がないこと⁽¹³⁾、働く意欲のない学生が失業手当を請求すること⁽¹⁴⁾などを検討しながらも、つぎのように判示した。「失業手当の受給資格を学生から例外なく奪う、審査の対象となっているような本件規定は、基本法3条1項に適合しない⁽¹⁵⁾」。「審査の対象である規範は、無効として宣告される。たしかに、ある規範が基本法3条1項を侵害する場合、どのような方法で平等原則の要請を満たそうとするかの判断は、原則として立法府に委ねられる。しかし本件の場合、立法府が、雇用促進法118a条1項の意味する失業者たる現役学生と、その他の失業者たる学生とを同一の規定に服せしめることは排除されなければならない。それゆえに、審査の対象である規範を廃止することによってのみ基本法3条1項の要請に適合することができる⁽¹⁶⁾」。ちなみに少数意見は、つぎのようにいう。「異議申立ては、基本法3条1項によるのではなく、基本法14条にもとづいて行わなければならなかった⁽¹⁷⁾」。

<IV> 1987年2月10日の決定⁽¹⁸⁾

事実の概要 1981年12月22日の雇用促進調整法1条1節46号の条文における雇用促進法120条は、「法的効果の指示にもかかわらず、本人が届け出ることという労働局(Arbeitsamt)の催告に重大な理由がないのに失業者がしたがわない場合、届出を懈怠した日の翌日から二週間の懈怠期間(Säumniszeit)、失業手当請求権は停止される。」と定めた。この法改定は、不正な請求を防止し、失業者の増加に対処しようとしたものであった。なお、これまで六日間の停止であった。一般手続きの本件原告は、労働局の受付にある書込用紙を完全に読めなかつたためにその期間を懈怠してしまった。そのために、その二週間分の失業手当額943マルク20ペニヒを停止させられたのである。本事例における争いは、義務違反である届出の

懈怠にさいし、過失の程度や生じた損害に関係なく、失業手当請求権を失業者から例外なく奪うことが憲法上許されるのか、ということであった。

決定（違憲） 「このように手続を厳格にすることそれ自体が濫用の防止にとって有効ではないとはいえない⁽¹⁹⁾」。しかし「それに比べ、保険料の支払いにより獲得した保険による保護（Versicherungsschutz）もとづく権利について、異議申立ての対象である規定が制限しているほど広範にかつ区別なく制限する十分な理由は、見あたらない。失業者が、未経験のゆえにか、行政過程について無理解であるゆえにか、たんに不注意のゆえにか、あるいは雇用促進法120条1項の意味する『重大なもの』として認定できないその他の理由のゆえに自己の届出義務を怠るかぎりにおいては、失業手当の例外のない一括した削減は、不当な要求である。このことは、このような失業者の犯した懈怠の罪が失業保険制度にそもそも損害を及ぼさなかった場合、ますますもっていえるのである。…失業手当の二週間の停止は、これらの者に対しては、比例原理（Verhältnismaßigkeitsprinzip）により正当化されない。というのは、所有権として保障された失業手当では、権利者の生活保障に充てられるものであるからであり、さらに自己の保険料にもとづき賃金と関連する保険給付であるからである（vgl., BVerfGE. 72, 9 [18ff.]）⁽²⁰⁾。「憲法上許される規定としては、失業手当を剥奪する期間を届出の懈怠に関する過失の程度に応じて決定する規定が考えられよう⁽²¹⁾」。

< V > 1987年7月15日の決定⁽²²⁾

事実の概要 1983年12月22日の1984年度予算補充法(Haushaltsbegleitgesetz)により創設された雇用促進法242条1項1段かつ2段および5項の経過規定は、—再就職のために職業訓練を受ける場合に支給されるところの—生活手当(Unterhaltsgeld)および—再就職のためにリハビリを身障者が受ける場合に支給されるところの—一時手当(Übergangsgeld)の支給率を下げた。なお、後者は年金保険である。これまで、前者については収入の75パーセント(要件により68パーセント),後者についてはその80パーセント(要件により70パーセント)が支給されていた。しかし、本法の引き下げ措置(それぞれ5パーセント)の結果、異議申立人のある者は週額308マルク40ペニヒから285マルクに、ある者は週額280マルク80ペニヒから259マルク20ペニヒに、ある者は日額35マルク55ペニヒから33マルク1ペニヒに、そしてある者は日額46マルク81ペニヒから43マルク69ペニヒに引き下げられた。さらに、一般手続きの本件原告は、週額129マルクから83マルク40ペニヒに引き下げられたのである。また本法は、生活手当に関連し一時手当をも受ける者について、これまでの75パーセントの算定基礎を、本人が獲得できる労働収入額の半分(少なくとも最後に獲得できた労働収入額)に引き下げた。本事例における争いは、本件の引き下げ措置が被保険者(失業者)の期待権(既得権)を侵害しないのか、ということであった。

決定（合憲） 「立法府は、連邦雇用庁の急激に悪化する財政状況と、1984年度に見込まれる赤字額14億2,000万マルクとを考慮し、財政調整の目的を達成するために迅速な措置を講

福祉政策と失業保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——

じなければならなかった。そのさい、立法府は、——とりわけ失業手当ておよび失業扶助の分野における——財政上もっとも重要な節約とは別に、一連のより少ない(geringere)節約もまた行わなければならなかった。この節約は、重要な財政上の意義をもまた全体として有した⁽²³⁾。「職業訓練の修了後にリハビリ(berufliche Bildung)を受けた被保険者の算定基礎を過小評価することによって、本法の定めた給付率の削減〔5パーセント〕よりも実質的に多くおこなわれた生活手当ての削減は、いずれにせよ、憲法上異議申し立てができる。というのは、このような被保険者を優遇する法状況(Rechtslage)が変更されずにそのまま存続することについての彼らの利益について、立法府は、雇用促進法212a条5項において慎重な(schonende)経過規定により配慮したからである⁽²⁴⁾」。

<VI> 1988年1月20日の決定⁽²⁵⁾

事実の概要 1981年12月22日の予算構造の改善のための第二法律6条により重度身障者法(Schwerbehindertengesetz)42条〔「一時手当て(Übergangsgeld)」の算定に関する規定〕が改正された。とりわけ「一時手当ての保障における二重給付〔すなわち老齢年金と一時手当ての二重給付〕の排除(Beseitigung von Doppelbelastungen)」が法改正の目的であった。これにより、本件の一般手続きの原告(1922年1月31日生れの重度身障者)は、退職により「一時手当て」を受けたのであるが、これまでの改正前の法規により期待した額(10,944マルク80ペニヒ)ではなく、それよりも低い額(2,459マルク60ペニヒ)しか受けることができなかった。そこで、本件の原告は、ブレーメン州(ラント)労働裁判所にその差額を求めたのであるが、同労働裁判所は、手続きを中止し連邦憲法裁判所に事件を移送したのが本事例である。その争点は、労働関係の解消により受ける給付額が変更されないことの信頼を裏切る立法措置が当該受給者の憲法上の権利を侵害しないのか、ということであった。

決定(合憲) 「重度身障者法42条の改正規定は、基本法に適合する⁽²⁶⁾」。「改正規定は、基本法14条の保護領域を侵害しない⁽²⁷⁾」。「基本法14条は、現存の権利および利益(Güter)の具体的な存続のみを保護するのであり、有利な法律状況(Gesetzeslage)の単なる存続から生ずる利益を保護しない⁽²⁸⁾」。「労働関係の解消者に有利な法律状況の単なる存続は、基本法12条により保障されない⁽²⁹⁾」。「その解約のときにはまだ生じていなかった契約の自由への侵害は、憲法秩序の範囲内にあり、かつ法治国家原理と関連する基本法2条1項の観点において問題はない⁽³⁰⁾」。「いろいろな状況からして、だれもこれまでの法律状況の存続を信頼することはできなかった。その変更が、むしろ現在では、考慮されるべきであった。立法府は、すでに1981年度について広範にわたり財政的立て直しが必要であり、また1982年度についてもさらに低下した経済的発展に直面し、とりわけ利害関係者にとって部分的には耐えがたい結果をともなう給付法律への侵害により支出の削減を新たにおこなわなければならなかっただけに、そのような変更は当然であった。つまり支出の削減が第二予算構造法の対象であったのである。したがって、一時手当てにおける二重給付——この存続について、利益を受ける

者は當てにしてならないのだが——をただちに排除することは、財政的判断の理由から考慮されるばかりではなく、一定の状況のもとでは公正的思考 (Gerechtigkeitsgedanken) による考察にももとづいたのである⁽³¹⁾」。

四 おわりに

以上失業保険について、とくに働く機会を失った者が受ける失業給付（とりわけ失業手当）の引き下げに関する問題を中心に、ドイツ連邦憲法裁判所において争われたいくつかの判例を取り上げ、福祉政策——とくに失業保険制度——について考える素材を提供してきた。本稿の結びとして総括すると、たしかに失業保険制度をいかなる仕組みにするかについては、一般的に、社会国家を実現する立法府の裁量（形成の自由）にあることは否めない。しかし、紹介した判例の違憲判断が示すように、失業保険制度を運用するについて立法府にとってまったくの自由であると解することも誤りであろう。国民が失業したときに失業保険給付を受けることができるとこれまで信頼していた法的利益を奪うには、その利益を越える公共の福祉という重大な理由が存しなければならない。さらに、すでに獲得した失業手当請求権を当該権利者（失業者）から奪うためには、相当な経過規定がなければならない。このような要件がなければ、立法府の措置は違憲とされるであろう。より詳しい検討は、将来においておこないたい。次稿においては、社会保険給付の引き下げに関する憲法判断の方法について考える素材を提供したい。

注

- (1) 芦沢宏生・斎藤孝「福祉政策と年金の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——」実践女子大学文学部紀要37集（1995年3月）35頁以下、および斎藤孝「福祉政策と健康保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——」聖徳学園岐阜教育大学紀要30集（1995年9月）269頁以下参照。なお社会保険給付額の引き下げに関する憲法解釈については、斎藤孝「社会保険給付額の引き下げに関する憲法問題——社会保険給付請求権の規範的内容——」法学新報98巻5・6号（1992年3月）97頁以下参照。
- (2) ドイツにおける失業保険制度の詳しい概要については、社会保障研究所編『西ドイツの社会保障』（1991年）所収263頁以下参照。さらに（西）ドイツにおける雇用政策の歴史的変遷と展望については、vgl., Karl-Heinz Kuck, Vierzig Jahre Arbeitsverwaltung. Rückblick und Ausblick auf zukünftige Herausforderungen, Soziale Sicherung, 1992, S. 359ff.
- (3) Vgl., Detlef Merten, Sozialrecht. Sozialpolitik, in : Handbuch des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, (hrsg.) Ernst Benda, Werner Maihofer und Hans-Jochen Vogel, 1983, S. 789. なおドイツ連邦共和国の失業保険制度は、失業者の保護のために、失業手当、失業扶助、破産時労働報酬不足救済金、短時間労働者支給金の四つに分類されるが、失業手当および短時間労働者支給金の二つは、労使が折半する保険料から支出される。それに対し、失業扶助は連邦の予算から、そして破産時労働報酬不足救済金は使用者（企業）が拠出する保険料から支出される。Vgl., Michael Stobernack, Die Bedeutung der Arbeitslosenversicherung für Erwerbslosigkeit und Arbeitsangebot, 1990, S. 83,

福祉政策と失業保険の引き下げ——ドイツ連邦憲法裁判所の判例から——

Anm. 32.

- (4) Vgl., K-H. Kuck, a. a. o., S. 361f. なおU・エンゲレン-ケーファーは、失業問題を含めた「積極的労働市場政策」に関連させ、古典的な労働市場政策とは別に、公的な共同出資による〔第二の〕労働市場政策を提言している。Vgl., Ursula Engelen-Kefer, Arbeit finanzieren statt Arbeitslosigkeit. Perspektiven jenseits Sozialabbaupolitik, Soziale Sicherung, 1993, S. 289ff. またアディ・オスタークは、来る2000年における雇用促進についての展望を示している。Vgl., Adi Ostertag, Reform Für statt Deform. Vorschläge für einezeitgechte und zukunftsweisende AGF-Novelle, Soziale Sicherung, 1992, S. 293. さらに統一後のドイツにおける労働政策の解説として、高木浩子「統一に伴う東部新五州の労働行政再編」日本労働研究雑誌409号（1994年2月・3月）79頁以下、および斎藤純子「1993年マイクロ・センサスから見た就業構造」日本労働研究雑誌424号（1995年6月）66頁以下参照。
- (5) Vgl., BVerfGE, 51, 115.
- (6) BVerfGE, 51, 115 [124].
- (7) BVerfGE, 51, 115 [125].
- (8) Vgl., BVerfGE, 72, 9.
- (9) BVerfGE, 72, 9 [22f.].
- (10) BVerfGE, 72, 9 [23].
- (11) BVerfGE, 72, 9 [24].
- (12) Vgl., BVerfGE, 74, 9.
- (13) Vgl., BVerfGE, 74, 9 [26].
- (14) Vgl., BVerfGE, 74, 9 [27].
- (15) BVerfGE, 74, 9 [28].
- (16) Ebenda.
- (17) Ebenda.
- (18) Vgl., BVerfGE, 74, 203.
- (19) BVerfGE, 74, 203 [216].
- (20) BVerfGE, 74, 203 [216f.].
- (21) BVerfGE, 74, 203 [218].
- (22) Vgl., BVerfGE, 76, 220.
- (23) BVerfGE, 76, 220 [245].
- (24) BVerfGE, 76, 220 [246].
- (25) Vgl., BVerfGE, 77, 370.
- (26) BVerfGE, 77, 370 [375].
- (27) Ebenda.
- (28) BVerfGE, 77, 370 [377].
- (29) BVerfGE, 77, 370 [378].
- (30) BVerfGE, 77, 370 [379].
- (31) BVerfGE, 77, 370 [379f.].